

2018年度 事業報告書

(2018年4月1日から2019年3月31日)



特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

第1 事業実施の背景

2018年の全国の難民認定申請者数は、1万493人で前年比47%減であった。他方、難民認定者の数は42人に倍増したが、それでも尚、難民認定率は1%以下に留まっており、難民認定されるべき人が認定されていない懸念が残る。

法務省は、2018年1月から、難民認定制度の運用の更なる見直しを行い、難民認定申請者の在留や就労を厳格化した。同省は、難民認定申請者数の減少は、運用厳格化の成果であると説明するが、特定非営利活動法人名古屋難民支援室（以下、当法人）には、2018年度中に、複数の庇護希望者から、申請窓口で門前払いされたという相談が寄せられた。

また、全国で2018年に難民認定申請を取り下げた者は、2,923人で前年比約81%増であったが、当法人には、難民認定申請中に在留を制限され、収容を恐れ、意思に反して難民認定申請を取り下げた、という相談が相次いだ。

さらに、難民認定申請時に有効なビザや在留資格を有していた難民認定申請者らの在留が制限されたり、在留期限が短くなったりしているため、総じて難民認定申請者の生活が不安定になった。また、収容される難民認定申請者が増加するとともに、収容が長期化し、精神を病む収容者が増えている。

このように、日本に逃れてきた庇護希望者に対する運用が厳格化し、人為的な申請の抑制が疑われ、実質困窮する庇護希望者や難民認定申請者が増加する中、国内の難民支援を行うNGO（非政府組織）としての社会的役割が増している。

当法人は、自国を離れざるを得ない状況に置かれ、逃れた先の日本でも過酷な状況を強いられている東海地域の難民認定申請者が法的に保護され、安定して自立した生活を送る為の環境づくりの向上と、日本社会における基本的人権の尊重、外国人との共生の増進に寄与することを目的とし、難民支援活動を行った。

第2 事業の実施に関する事項（当法人は、特定非営利活動に係る事業のみ実施）

1 難民、難民申請者への支援事業

(1) 事業内容

2018年度は、難民／庇護希望者に対して、川口法律事務所会議室や協力団体、名古屋入国管理局での面会において相談に乗り、彼らが主体的に生きることができるよう

支援（ケースワーク）を行った。相談者数は、新規で 98 人、継続相談件数は、1,000 件以上であった。相談は、来室しての相談に加え、電話相談やアプリを利用しての相談があった。新規相談者の国籍は 27 カ国に亘り、国籍の上位 5 カ国は、ウガンダ 15 人、フィリピン 12 人、スリランカ 9 人、アフガニスタン及びパキスタンそれぞれ 8 人、イラン、シリア及びナイジェリアそれぞれ 5 人であった。

緊急支援に関しては、住居や生活費がない難民／庇護希望者を公的支援につなげるための情報提供及びそのフォローを行うとともに、支援につながる前の段階から、地域の支援団体の協力を得ながら、住居の確保、無料低額診療を行っている病院や食糧支援を実施している団体への紹介と付き添い支援を行い、ケースワークを継続した。

法的支援に関しては、難民認定申請書の書き方ガイドライン「セルフ・ヘルプ・キット難民認定申請書編」の作成に新たに取り組んだ。難民認定申請書は、日本に逃れてきた難民が、難民に該当することを主張する基礎となる、大変重要な書類である。さらに、2018 年 1 月から、難民認定申請書の記載事項を基に 2 ヶ月以内に在留制限や就労制限の対象となり得る運用へと変更があったことを受け、難民認定申請者自身が難民認定申請書の質問の意図を正しく理解し、難民該当性を裏付ける主張を漏れなく正確に記載する重要性が益々高まった。本ガイドラインは、専門機関の監修を受けて作成し、英語、フランス語、アラビア語に翻訳した。

さらに、当法人への相談者の情報を登録するデータベースを新たに作成した。本データベースを用いてケースワークや進捗管理を行うことにより、複数人で効率的に業務を行える体制を整えた。また、相談者や相談内容を分析し、統計を取りやすくすることにより、難民認定申請者に対してのより良い支援方法や将来の展望、政策を検討するための材料としていく。

また、弁護士による支援として、難民支援の経験が豊富なベテラン弁護士と初めて難民支援に取り組む若手の弁護士がチームとなり、難民該当性の主張・立証することにより、東海地域に暮らす個々の難民認定申請者の法的支援の確保に加え、地域で難民支援を行う弁護士の増加を図る取り組みを行った。

定住を見据えた支援では、新たに日本語教育の専門性を持つボランティアの協力を得ながら、日本語教育を開始した。また、難民 2 世に対し、大学教授と連携し、大学生のボランティアの協力を得て、学習支援を試験的に実施した。また、難民認定者が、母国に残してきた家族を日本に呼び寄せ、家族が再統合するための手続きの支援を行った。

事業計画において定めていた、難民申請者への生活支援及び法律支援、難民等への定住支援について、年度内の目標を達成することができたが、法務省による運用変更を受け、法的地位や生活が不安定になる難民申請者が増加したため、今後、迅速な法的地位や生活の安定のための個別支援とその仕組みづくりが課題となる

(2) 実施日時

2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日の主に平日 10 時～18 時

(3) 実施場所

当法人や他団体の事務所、難民等の緊急宿泊施設、病院、役所、名古屋入国管理局の収容施設等

(4) 従事者

主に当法人スタッフ 3 人、ボランティア・インター 15 人、当法人運営委員及び役員

(5) 対象者

新規相談 98 人、継続案件の電話でのケースワークを含めた支援 1,000 件以上

(6) 費用

5,488,699 円（通信運搬費、賃借料、交通費、謝金、業務委託費、印刷製本費、消耗品費、新聞図書費、支払手数料）

2 難民問題についての理解を促進する事業

(1) 事業内容

日本に逃れてきた難民／難民認定申請者らは、日本社会で暮らしているため、世間一般からの理解・協力が不可欠である。このため、様々なアプローチから、難民の理解促進活動に取り組んだ。

直接的に難民をテーマとした催しとしては、難民理解講座の 4 回開催及び、世界難民の日の企画として上映会×講演会を実施した。その他、間接的な切り口から難民への理解を促進する目的で、難民の出身国の料理を教わり、一緒に食べながら交流する料理教室を 3 回開催した。さらに、親子を主な対象として、地域に暮らす難民の生活を体験するスタディツアーや愛知県内 2 か所で開催した。

難民問題についての理解を促進する事業においても、今年度の事業目標を達成することができた。日本における難民申請者数が減少したが、日本に暮らす難民の状況は改善するどころか悪化している中、現場からの声を今後も積極的に発信していく。

(2) 開催日時、実施場所等

(あ) 世界難民の日 2018 東海 上映会×講演会

- ・日時：2018 年 6 月 16 日（土）13 時半～16 時半
- ・場所：名古屋大学東山キャンパス文学部棟 237 教室
- ・従事者：当法人（主催）、名古屋大学人文学研究科文化動態学／国際・地域共生促進（後援）
- ・参加者：約 60 人

(い) 難民理解講座 日本の難民認定申請手続きを体験するワークショップ

- ・日時：2018 年 6 月 23 日（土）10 時～12 時
- ・場所：川口法律事務所会議室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：11 人

(う) 難民の出身国ウガンダ料理教室

- ・日時：2018年7月8日（日）9時15分～12時15分
- ・場所：コーポあいち本山 生協生活文化会館調理室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：一般市民8人（子ども含む）

(え) 日帰りスタディツアーネパール

- ・日時：2018年8月23日（木）10時～15時半
- ・場所：愛知県豊川市のネパール料理店
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：一般市民14人（子ども含む）

(お) 難民理解講座 東海地域での難民支援を考える

- ・日時：2018年8月25日（土）13時～15時
- ・場所：川口法律事務所会議室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：一般市民8人

(か) 難民理解講座-拡大版- なぜ難民を受け入れるの？世界、イギリス、日本

- ・日時：2018年9月17日（月・祝）14時～16時半
- ・場所：ウインクあいち1004室
- ・従事者：講師：橋本直子氏、当法人（主催）
- ・参加者：一般市民35人

(き) 難民理解講座 名古屋難民支援室が発表した声明の解説

- ・日時：2018年10月8日（月・祝）13時～15時
- ・場所：川口法律事務所会議室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：一般市民5人

(く) 日帰りスタディツアービルマ

- ・日時：2018年10月21日（日）17時～20時半
- ・場所：ミッタディカパゴダ（名古屋市）
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：一般市民10人（子ども含む）

(け) 難民の出身国ネパール料理教室

- ・日時：2018年11月4日（日）11時～14時
- ・場所：コーポあいち本山 生協生活文化会館調理室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：一般市民23人（子ども含む）

(こ) 難民の出身国コンゴ民主共和国料理教室

- ・日時：2019年1月26日（土）11時～14時

- ・場所：コーポあいち本山 生協生活文化会館調理室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：一般市民 17人（子ども含む）

(さ) WAM 事業報告会

- ・日時：2019年3月27日（水）18時半～19時半
- ・場所：川口法律事務所会議室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：一般市民 8人

(し) 他団体主催の会や教育機関での講演

- ・日時：期間中依頼を受け実施
- ・概要：

① 他団体主催のイベントでの講演

- ・2018年8月29日、名古屋国際センター
公益財団法人名古屋国際センター主催「発見！体験！地球市民キャンパス
～1つの世界に暮らす私たち～」
- ・同年9月8日、ウィルあいち
公益財団法人あいち男女共同参画財団／あいち国際女性映画祭2018運営
委員会主催「あいち国際女性映画祭2018」
あいち国際女性映画祭／当法人共同企画 シンポジウム「日本に暮らす難民
を知ろう！支えよう！」
- ・同年10月7日、名古屋国際センター
国連難民高等弁務官事務所駐日事務所／特定非営利活動法人国連
UNHCR協会／公益財団法人名古屋国際センター主催「UNHCR難民映画
祭」名古屋上映特別企画トークイベント「日本に暮らす難民は今！？」

- ・2019年1月25日、名古屋国際センター

名古屋国際センター日本平和学会中部・北陸地区研究会／特定非営利活動
法人名古屋NGOセンター主催ともに語り合う「人権・開発・平和」これ
までとこれから、NGOの関わり

② ブース出展

- ・2018年5月27日、鶴舞公園
ビルマ水かけ祭り（難民／庇護希望者を対象とした相談窓口を設置）
- ・2018年7月7日、名古屋大学
東海社会学会

③ 大学での出張授業

- ・2018年5月24日、名古屋学院大学「東海地域の難民の現状と名古屋難
民支援室の活動」
- ・同年6月11日、中京大学「難民クイズと名古屋難民支援室の活動」「日

本に逃れてきた難民を体験するワークショップ」

- ・同年同月 25 日、愛知県立大学「東海地域に暮らす難民と名古屋難民支援室の活動」
- ・同年 10 月 31 日、南山大学「支援現場から日本に逃れてきた庇護希望者が直面している現状」
- ・同年 11 月 15 日、名古屋大学（国際開発研究科）「日本に暮らす難民と名古屋難民支援室の活動」（英語）
- ・同年同月 28 日、名古屋大学（人文学研究科）「日本に暮らす難民」
- ・2019 年 1 月 29 日、堀山女学園大学「日本における難民問題・支援の立場から・」

④ 高校での出張授業・講演

- ・2019 年 1 月 24 日、市邨高校「日本に逃れてきた難民から学んだこと」
- ・2019 年 2 月 4 日、名東高校「日本における難民問題・支援の立場から・」

⑤ 学生の来室

- ・2018 年 6 月 20 日、名古屋商科大学留学生「名古屋難民支援室の活動内容及び日本の難民保護に関する課題等」（英語）
- ・同年 8 月 1 日、安城学園高校生「日本に暮らす難民について及び名古屋難民支援室の活動内容等」
- ・同年 11 月 8 日、人間環境大学大学生「日本に暮らす難民について及び名古屋難民支援室の活動内容等」

- ・従事者：当法人スタッフ 3 人、ボランティア
- ・参加者：一般市民、高校・大学生等

(す) メディア掲載

- ・2018 年 10 月 13 日中日新聞「入管厳格化『門前払い』悲鳴」
- ・同年同月 25 日労基旬報「祖国逃れてきた人に寄り添い耳を傾ける」
- ・同年 11 月 25 日労基旬報「居場所つくりたい支援拡大へ駆ける」

その他、日本国内の難民に関する報道多数

(せ) ボランティア・インターの活躍

- ・日時：期間中適宜
- ・内容：個別支援、イベント、広報、翻訳、調査等のボランティア
- ・場所：各イベント会場、川口法律事務所、在宅

(3) 従事者

主に当法人スタッフ 3 人、ボランティア・インター 20 人、当法人運営委員及び役員

(4) 費用

3,238,399 円（印刷製本費、謝金、業務委託費、交通費、賃借料、通信運搬費、消耗品費、新聞図書費、支払手数料）

3 区域内の支援者とのネットワーク構築および人材育成事業

(1) 事業内容

他地域の団体との連携に関しては、難民支援団体のネットワーク団体である「なんみんフォーラム(FRJ)」の加盟団体として、難民認定申請者に対する公的支援である外務省の「保護費」について、当法人のスタッフが国会議員への働きかけや外務省との勉強会、海外講師との勉強会等を行った他、「収容代替措置(ATD)」の会議や、法務省・日弁連とFRJの「三者協議会」にもメンバーとして参加した。また、九州や関西の難民支援団体や入国管理局を訪問し、他地域の難民／庇護希望者の現状を確認するとともに、支援者らとの関係を構築することができた。

(2) 実施日時

期間中継続的に実施

(3) 実施場所

日本全国各地、特に名古屋地域

(4) 従事者

主に当法人スタッフ 3 人

(5) 費用

1,601,829 円（旅費交通費、印刷製本費、業務委託費、謝金、諸会費、消耗品費、保険料、支払手数料）

4 その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

(1) 事業内容

個々の難民への支援から明らかになった課題、運用の改正等に関する懸念点などについて、以下の通り、声明の発表や政策提言を行った。

- ・ 2018年4月23日、緊急申入書（港で退去を求められている庇護希望者2名の件）
- ・ 同年9月7日、難民認定申請書の配布拒否と受取拒否に対する申入書
- ・ 同年10月30日、出張通知書に添付される注意書きの翻訳に関する申入書
- ・ 同年12月4日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」に関し不当な差別を受けないための立法措置に向けた規定を追加し修正することを求める NGO 共同要請書簡
- ・ 同年同月6日、緊急申入書（空港で退去を求められている庇護希望者の件）
- ・ 同年同月8日、緊急申入書（更新）（空港で退去を求められている庇護希望者の件）
- ・ 2019年3月29日、法務省発表「平成30年における難民認定者数等について」を受けての声明

(2) 実施日時

期間中継続的に実施

- (3) 実施場所
当法人事務所
- (4) 従事者
主にスタッフ 3 人
- (5) 費用
0 円

第3 会議の開催に関する事項

1 通常総会

- (1) 開催日時及び場所
2018 年 5 月 11 日 18 時～19 時 川口法律事務所

- (2) 議題
第 1 号議案 2017 年度事業報告承認の件
第 2 号議案 2017 年度決算報告承認の件
第 3 号議案 役員選任の件

2 理事会

- (1) 開催日時及び場所
2018 年 4 月 13 日 18 時半～19 時、同年 5 月 11 日 19 時～19 時 15 分、同年 6 月 15 日 18 時半～19 時、同年 7 月 20 日 18 時半～19 時、同年 8 月 24 日 19 時～19 時 15 分、同年 9 月 14 日 18 時～19 時、同年 10 月 12 日 18 時半～19 時、同年 11 月 16 日 18 時半～19 時、2019 年 1 月 11 日 17 時半～18 時半、同年 2 月 15 日 18 時半～19 時、いずれも川口法律事務所
- (2) 議題
総会に付議すべき事項、事業内容の進捗報告及び議論、代表理事及び副代表理事の選任、事務局の組織及び運営、事業計画及び予算等

[了]